

入札公告

次の通り一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和8年6月12日

全国健康保険協会理事長 北川 博康

◎調達機関番号 427 ◎所在地番号 13

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 71,27
- (2) 調達件名及び予定数量
けんぽアプリバージョン1のアプリケーション開発及び基盤構築並びに保守業務一式
- (3) 調達案件の仕様等
仕様書等による
- (4) 委託期間
仕様書等による
- (5) 納入場所
全国健康保険協会が指定する場所
- (6) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札金額を記載した入札書及び提案書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のAの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。なお、当該競争参加資格については、令和8年3月31日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。

- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (9) プライバシーマーク付与認定または ISMS (Information Security Management System) や ISO/IEC27001 (国際認証) 又は JISQ27001 (日本産業標準) のうち、いずれかの認証を受けている者であること。もしくは、それに準じた個人情報の取扱いに関する内容を事業者独自の規約等で確立されている者であること。
- (10) 品質保証に係る認証・資格として、ISO9001:2015 の認証又は CMMI レベル3 以上またはこれと同等の認証を受けている者であること。もしくは、それに類する同水準の品質管理体制を有している者であること (品質保証や品質方針、品質マネジメントやリスクマネジメント方法、責任の所在等、事業者独自の規約等での確立)。
- (11) 入札に参加しようとする者は、協会が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。入札に参加した者が、誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (12) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、次の各号に掲げる労働基準関係法令の違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- ア. 労働基準法
 - イ. 労働安全衛生法
 - ウ. 最低賃金法
 - エ. 賃金の支払の確保等に関する法律
 - オ. 家内労働法
 - カ. 作業環境測定法
 - キ. じん肺法
 - ク. 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (13) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (14) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。
- (15) その他入札説明書等に記載する競争参加資格を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
場 所 160-8507 東京都新宿区四谷 1-6-1 YOTSUYA TOWER 6 階
交付方法 入札説明書の交付を希望する者は、当協会ホームページの本調達情報
に添付している受領証を提出すること。
問合せ先 全国健康保険協会 契約グループ (担当) 眞田 優作
電話 03-6680-8199
- (2) 入札説明書及び入札仕様書等の配布期間
令和8年6月12日から令和8年7月31日17時00分まで
- (3) 説明会の開催
日 時 令和8年6月19日 10時00分
場 所 東京都渋谷区代々木3丁目22番7号 新宿文化クイントビル 8F
全国健康保険協会本部 (新宿事務室研修室)
注 意 参加者については、事前に公告している本業務委託の調達に関する
書類を持参すること
- (4) 運用仕様書の事前提出
期 限 令和8年8月3日 17時00分
場 所 東京都渋谷区代々木3丁目22番7号 新宿文化クイントビル 8F
全国健康保険協会本部 システム部 IT戦略推進室
- (5) 入札書及び提案書等の受領期限等
期 限 令和8年8月14日 17時00分
場 所 上記3(1)と同じ
(郵送する場合も、上記日時までに必着とする。)
- (6) 技術審査委員会 (プレゼンテーション) の日時および場所
日 時 令和8年8月24日10時00分 (予定)
場 所 東京都新宿区四谷 1-6-1 YOTSUYA TOWER 6 階
全国健康保険協会本部 会議室
運用仕様書にて、技術審査委員会参加資格等の事前審査を通過した応札希望業者
のみ、当該運用仕様書をベースにして、技術審査委員会時に活用する応札資料 (提
案書) を作成し、当委員会でのプレゼンテーションを認めるものとする。
- (7) 開札の日時及び場所
日 時 令和8年8月26日 11時00分
場 所 上記3(1)と同じ

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
全額免除とする。

- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、委託要領に定める運用仕様書を令和 8 年 8 月 3 日 17 時 00 分までに提出しなければならない。また、競争参加資格に関する証明書及び提案書等を令和 8 年 8 月 14 日 17 時 00 分までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、全国健康保険協会事務担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会理事長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第 32 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、価格要件と技術要件の総合評価が最も高い者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hiroyasu Kitagawa , the Chief Director, Japan Health Insurance Association
- (2) Classification of the products to be procured: 71,27
- (3) Nature and quantity of the products to be required:
Application development, infrastructure construction and maintenance work for the Japan Health Insurance Association App Version 1
- (4) Commission period: as in the specifications
- (5) Delivery place: as in the specifications
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall;
- ① Not come under the Article 30 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
- ② Not come under the Article 31 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
- ③ Possess the Grade A in “Service” in terms of the qualification for participating In tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare(Single qualification for every ministry and agency)in fiscal year 2025, 2026, and 2027
- ④ Prove to have actually engaged in adequate amount of similar matters

properly

- ⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
- ⑥ Prove to have no false statement in tendering application forms or attached documents
- ⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
- ⑧ Being the person who does not take compensation for damages request from Japan Health Insurance Association
- ⑨ Do not come out of Japan Health Insurance Association during a period taking a nomination stop about duties
- ⑩ Enterprise have qualification of privacy mark or ISMS or ISO/IEC27001 or JISQ27001 (If the enterprise does not have the qualification, there must be equivalent internal regulations in place)
- ⑪ Enterprise have qualification of ISO9001:2015 or CMMI Level 3 or higher (If the enterprise does not have the qualification, there must be equivalent internal regulations in place)
- ⑫ Anyone who wishes to participate in the bid must submit a written pledge that they are not a member of an organized crime group as separately designated by the Association. If a bidder fails to submit the pledge, makes a fails pledge, or violates the pledge, the bid of that person will be invalidated
- ⑬ Not having received administrative disposition for violation of laws and regulations under the jurisdiction of the Ministry of Health, Labour and Welfare within the past year. However this does not apply if the employee has received a suspension order from a labour standards inspection agency for violation of the labour standards laws listed below, but has taken corrective measures and received a “Notice of Lifting Suspension Order”
 - (a) Labour Standards Act
 - (b) Industrial Safety and Health Act
 - (c) Minimum Wage Law
 - (d) Law Concerning Security of Wage Payment, act
 - (e) Domestic Work Law
 - (f) Work Environment Measurement Method
 - (g) Pneumoconiosis Act
 - (h) Act on Special Measures Concerning Carbon Monoxide Poisoning Caused by Coal Mine Accidents
- ⑭ Within the past year, you have been referred to the Ministry of Health, Labour and Welfare for a violation of laws and regulations, and this fact has not been made public
- ⑮ The company’ s name has not been made public within the past year under

the disclosure system pursuant to laws and regulations under the Ministry of Health , Labour and Welfare, or as a company where illegal long working hours or death from overwork, etc. have been found at multiple workplaces, pursuant to item 3 of the Notice from the Director of the Labour Standards Bureau of the Ministry of Health, Labour Standards Notification No.0120-1, issued on January 20, 2017, “Regarding the implementation of guidance by Prefectural Labour Bureau Directors, etc. to top management of companies where illegal long working hours and death from overwork, etc. have been found at multiple workplaces and the disclosure of company names” or item3 of the Notice from the Director of the Labour Standards Bureau of the Ministry of Health, Labour Standards Notification NO. 0125-1, issued on January 25, 2019, “Regarding the implementation of guidance by Prefectural Labour Bureau Directors, etc. to top management of companies where improper operation of the discretionary work system has been found at multiple workplaces and the disclosure of company names”

⑩ Other things depend on the Bid Instructions

- (7) Time-limit for operation specification 17:00, 3 August, 2026
- (8) Time-limit for Tender 17:00, 14 August, 2026
- (9) Contact point for the notice: Yusaku Sanada accounting division, general affairs department, Japan Health Insurance Association, 1-6-1, Yotsuya, Shinjuku-Ku, Tokyo, 160-8507, Japan, TEL, 03-6680-8199

受 領 証

令和 8 年 月 日

全国健康保険協会 宛

事業所名 :
部署名 :
担当者 : ⑩
連絡先 :

けんぽアプリバージョン1のアプリケーション開発及び基盤構築並びに保守業務一式の調達仕様書を受領しました。

なお、使用に当たっては、下記事項を厳守します。

記

1. 仕様書は、提案検討の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしないこととし、そのために必要な措置を講じること。
2. 仕様書の複製は、提案検討の目的の範囲内で実施することとし、開札日までに複製物は全て廃棄すること。
3. 仕様書は、開札日までに返却すること。

以上